

## 保険料の軽減措置

(1)所得の低い世帯の方への軽減 下記の基準により均等割額が軽減されます。

医療分	同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7.2割	15,356円
	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	27,421円
	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	43,874円

子ども分	同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	411円
	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	685円
	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	1,096円

- ・軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います(年度途中で資格取得された方は資格取得日)
- ・65歳以上の方の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。
- ・譲渡所得の特別控除は適用されません。



## (2)後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する方は軽減割合が高い方(医療分は7.2割軽減、子ども分は7割軽減)が優先されます。

※被用者保険…協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

## 自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、マイナ保険証もしくは資格確認書を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。※負担割合は、資格確認書等に記載されています。

- 一般・低所得者・・・1割
- 一定以上の所得のある方・・・2割
- 現役並みの所得者・・・3割

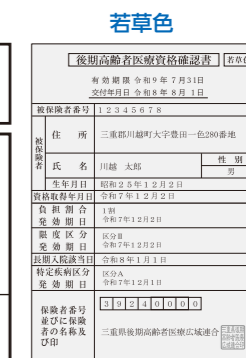
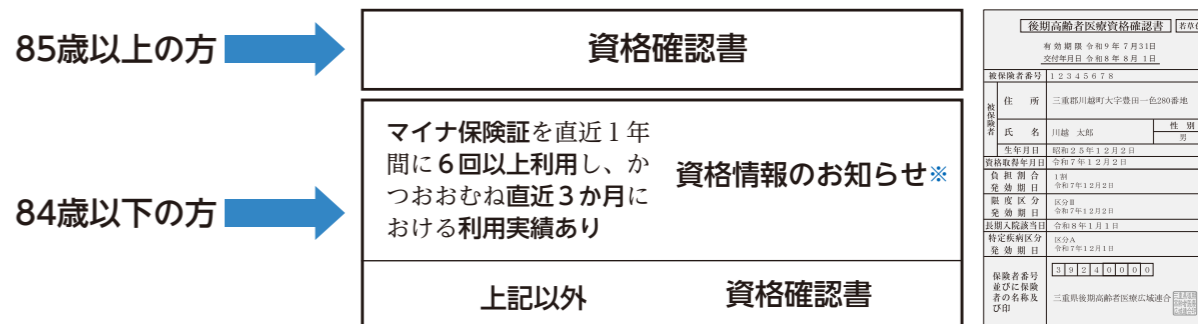


次ページへつづく

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

7月中に「資格確認書(若草色)」もしくは「資格情報のお知らせ」を送付します

ピンク色の資格確認書は、8月1日以降は使用できません。8月1日時点で、85歳以上の方には全員に「資格確認書」を、84歳以下の方にはマイナ保険証の保有状況等に応じ「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。どちらが届くのかは、以下のとおりです。



※資格情報のお知らせがお手元に届いた方で、マイナ保険証での医療機関等の受診が難しい場合は、窓口にて資格確認書の交付申請が可能です。

## 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。令和8年度より「医療分」と「子ども分(子ども・子育て支援納付金分)」の合計保険料となります。保険料は法令に基づき、医療分は2年ごと、子ども分は毎年見直されます。

7月中旬以降に保険料額及び納付方法の通知を送付します。

### ■保険料率(年間)

医療分と子ども分では、保険料額の計算方法は同じですが、均等割額、所得割率、賦課限度額が異なります。

### ■保険料の計算方法

被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」があります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。「医療分」と「子ども分」を各々計算し、合計した額が保険料額となります。

### 【令和8年度】

医療分	被保険者均等割額 54,843円	+	所得割額 被保険者に係る基礎控除後の 総所得金額等 ×9.53%	=	年間保険料額 賦課限度額 85万円
子ども分	被保険者均等割額 1,370円	+	所得割額 被保険者に係る基礎控除後の 総所得金額等 ×0.25%	=	年間保険料額 賦課限度額 2万1千円